

## 【平成26年第1回定例会 まちづくり委員会委員長報告資料】

平成26年2月21日 まちづくり委員長 松原 成文

### ○「議案第55号 川崎市営霊園の指定管理者の指定について」

#### 《主な質疑・答弁等》

##### \* 当初の選定後の民間活用推進委員会委員及び応募団体への調査内容について

民間活用推進委員会委員3名に対しては、昨年12月3日から18日までの期間に、応募団体からの接触、応募団体や関係団体における役員等の肩書及び株式保有の有無について聞き取り調査を実施した。応募団体3団体に対しては、主に昨年12月13日から16日の期間に、民間活用推進委員会委員の認識及び接触の有無を聞き取り調査したほか、応募団体、関係団体の登記簿謄本や決算書類を調査した。その結果、当初の指定管理予定者の役員と、民間活用推進委員会委員の1人が、過去に同じ会社の代表取締役と取締役として、同時期に2人とも在籍していたことが判明した。

##### \* 調査の結果、「不適正な事実は確認されなかった」と判断した理由について

市営霊園指定管理者募集要綱に、指定管理予定者の審査に係る民間活用推進委員会委員との接触を禁止し、接触の事実が認められた場合には失格となる旨の規定があり、この規定に該当するかについて調査したが、該当する事実が確認されなかつたため、「不適正な事実は確認されなかつた」と判断した。

##### \* 再審査の実施決定時期及び新たに任命した民間活用推進委員会委員の決定に係る経過について

再審査は、昨年12月末から実施に向けた調整を行い、並行して同時期に新たな民間活用推進委員会委員の選考及び就任依頼を実施し、1月10日までに5名の委員の就任の内諾を得た。

##### \* 民間活用推進委員会設置要綱の改正と、新委員への周知について

民間活用推進委員会設置要綱の改正により除斥要件が厳格化され、審査対象団体と、委員本人又はその親族が従事する業務に利害関係があるなどの委員は、除斥対象になった。また、委員候補者への就任依頼時に委員と応募団体との関係の有無を確認することが留意事項となり、要綱の改正と併せて、1月15日付で府内に周知された。新委員に対しては改正後の要綱及び留意事項を考慮しながら選考し、委員会当日は、除斥の対象に該当しない旨の誓約書を受領した。

##### \* 再審査における当初の指定管理予定者の各評価項目の順位について

指定管理者審査における評価項目は7項目あり、当初の指定管理予定者は再審査においては7項目全てで応募団体3団体中3位だった。

##### \* 当初の選定における民間活用推進委員会委員の決定経過について

民間活用推進委員会設置要綱において、学識経験者、施設の専門家、財務の専門家を委員にするという規定があり、この規定に基づいて委員を決定した。

##### \* 再審査による選定において民間活用推進委員会委員を5名に増員した理由について

当初の選定において疑義が指摘されたことを踏まえ、委員を増員することで委員 1 名当たりの意見の比重を低下させ、選定について市民の信頼を確保するため委員を増員した。

\* **当初及び再審査による選定結果のホームページ公表日について**

当初の選定結果は、昨年 10 月 28 日、再審査による選定結果は 2 月 18 日に公表した。

\* **指定管理予定者の選定結果公表についての市の手引きの規定と、公表日が異なる理由について**

市の「事業者選定等に関する手引き」では、選定結果について、「指定議案上程の議会招集告示日以降速やかに市のホームページで公表する」と規定されているが、当初の選定結果公表の際は、規定より約 1 か月早く公表してしまった。また再審査による選定結果公表の際には、議会開会日に合わせるとの判断をしたため、議会招集告示日より公表が後になってしまった。

\* **指定管理者制度導入の審査と、指定管理者選定・評価時の審査を同一委員が実施することの問題点について**

審査の透明性を確保するためには、指定管理者制度導入時と指定管理者選定・評価時の委員構成が異なる方が望ましいが、一方で専門知識が必要なため、委員構成を変えることが困難な事例もある。指定管理者制度導入の枠組みは全庁統一ルールのため、この課題については全庁的に検討する必要があると考えている。

\* **今後の再発防止に対する見解について**

今後は情報共有に努めるとともに、再発防止のための体制作りについて検討していきたいと考えている。

\* **審査対象団体の決定と、民間活用推進委員会委員選任の前後関係について**

指定管理者選定に当たっては、募集を締め切り、審査対象団体が決定した後に、民間活用推進委員会委員選任予定者が除斥規定に該当するかについての調査等を実施している。除斥規定に該当しないことが確認された委員を委員会当日に委員として委嘱し、審査を実施している。

\* **指定管理者選定における評価の透明性について**

指定管理者選定においては、審査時の評価項目について募集要項で公表し、応募団体が管理した際の利点などを提案し、それについて委員が専門的知識等に基づいて評価する。今後は、評価項目を具体化するなど、評価の透明性確保についても検討していきたいと考えている。

\* **指定管理予定施設の従業員の雇用継続について**

指定管理予定の 2 施設は、現在管理委託しており、勤務している従業員は、指定管理予定者が引き続き雇用したいとの意向を示している。今後、雇用継続に向け、所管部署で調整する予定である。

\* **指定管理者による管理開始後の管理・監督体制について**

指定管理予定施設は、指定管理開始後も引き続き市職員が配置されるため、市職員による管理・監督のほか、指定管理者から 1 か月、 3 か月、 1 年ごとに報告書が提出されるため、これらにより管理・監督を適切に実施する。

«意見»

- \*他の指定管理者と比較して、決定から管理開始までの期間が短いため、業務引継ぎを綿密に実施し、市民サービスが低下しないようにしてほしい。
- \*指定管理者の選定に当たっては様々な問題がある。今後全庁的に指定管理者選定方法の在り方について検討するとのことであるので、決定した事項については速やかに議会に報告してほしい。
- \*指定管理者による管理を実施する際には、民間活用推進委員会委員選考、民間活用推進委員会の審査、指定管理開始後の各段階において、疑義が生じないよう適正にチェックしてほしい。

«審査結果»

全会一致原案可決